

中山間地域における定期的な 巡回診療の日数拡大について

浜松市

規制改革項目 中山間地域における定期的な巡回診療の日数拡大について／概要

【背景】

- 本市の中山間地域については、医師の高齢化や医療機関の減少により、地域における医療の確保が課題
- 人口減少、少子高齢化の中山間地域では、新たな医療機関の開設は期待できない
- 磐周医師会が実施した医療機関アンケートによると、天竜区内の診療所は年々患者数が減少してきており、医師のモチベーション向上につながる支援が必要

【対策】

- 医療資源の乏しい中山間地域において、廃校や集会所等を活用して定期的な巡回診療を行えるようにする

【課題】

- 週2日以上定期的に巡回診療を行う場合又は一定地点で概ね3日以上継続して巡回診療を行う場合、その実施場所を診療所として開設する必要がある
(巡回診療の医療法上の取り扱いについて(昭和37.6.20医発554号))

規制改革
提案

【規制改革項目】

■巡回診療の日数制限の拡大 日数制限を拡大し、開設手続きを不要とする。

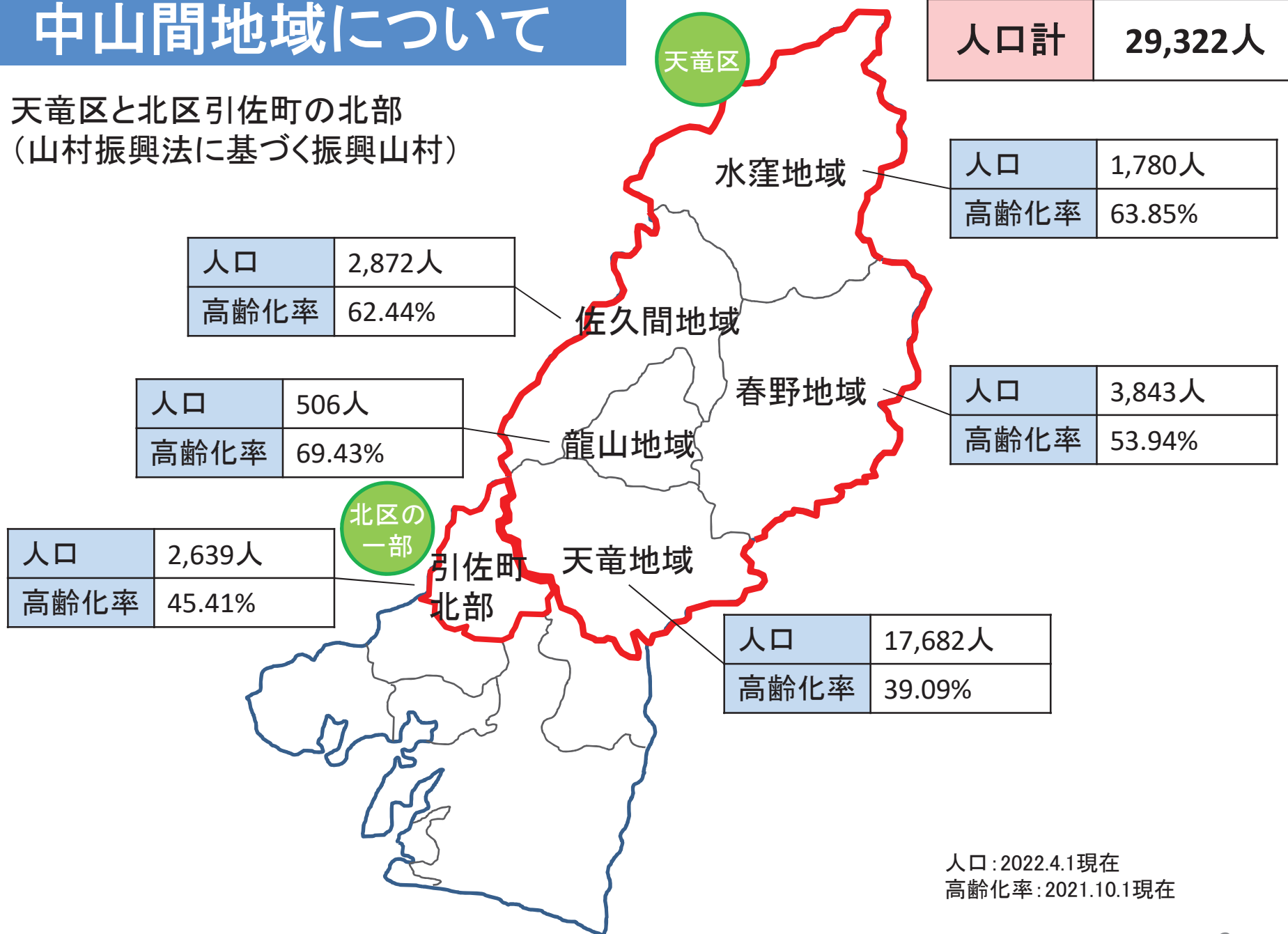
【期待される主な効果】

- 中山間地域に在住している住民への定期的な受診機会の確保
- 医療ニーズに応じて臨機応変な巡回診療体制が可能となる

医師が地域コミュニティ
まで出向いて診療

中山間地域について

天竜区と北区引佐町の北部
(山村振興法に基づく振興山村)



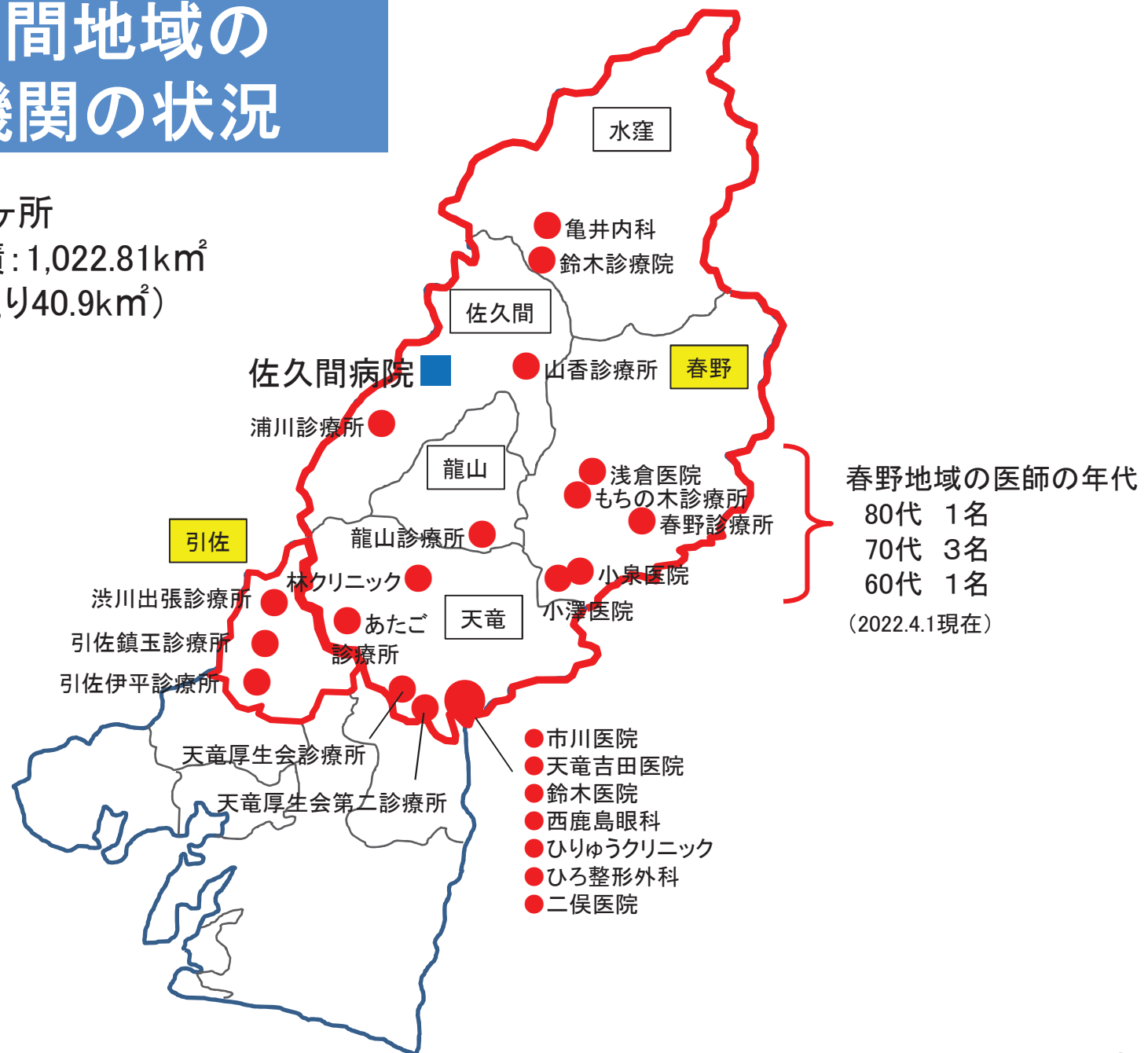
人口: 2022.4.1現在
高齢化率: 2021.10.1現在

中山間地域の 医療機関の状況

医療機関数: 25ヶ所

中山間地域面積: 1,022.81km²

(1医療機関当たり40.9km²)



春野町について



旧無医地区

新無医地区

金土のみ診療

午前中のみ診療

各地域コミュニティには公民館があることから、短い診療時間で各公民館を巡る診療を行い、受診機会を確保したい。

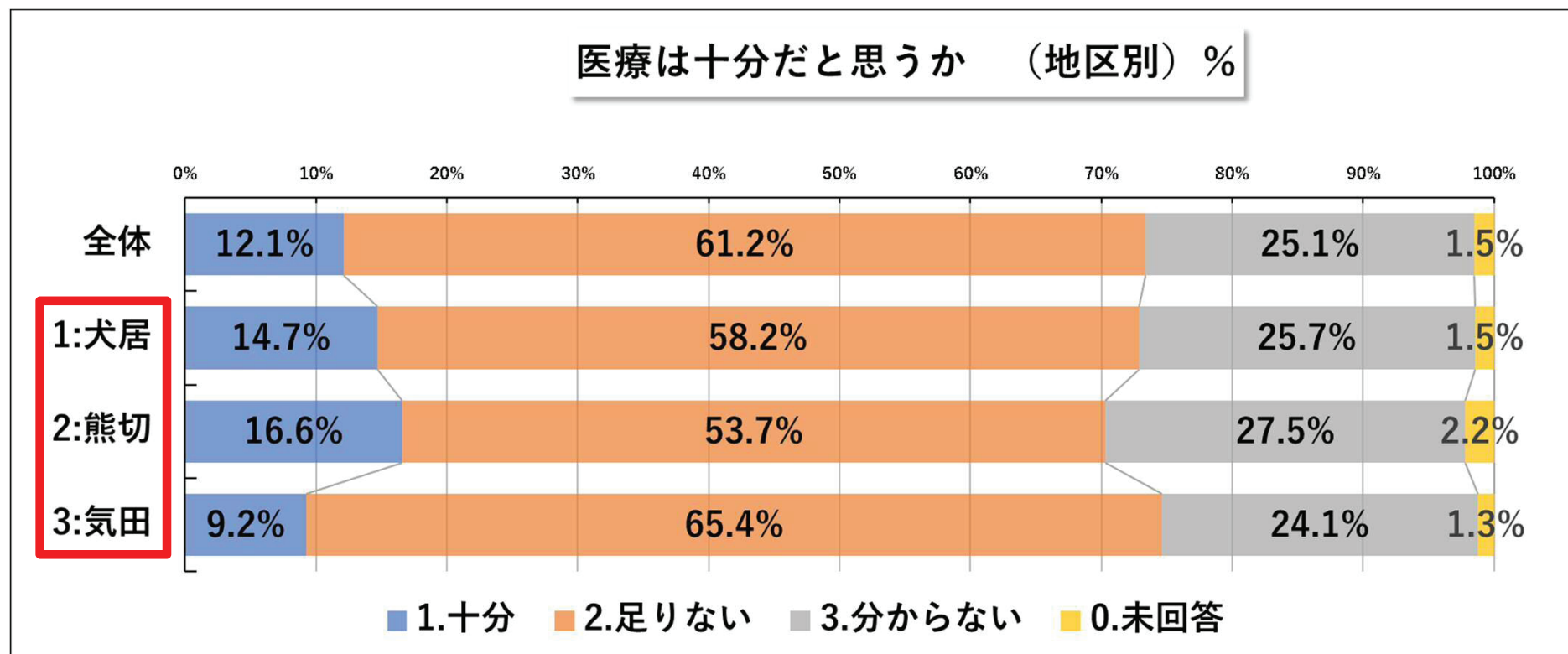
春野町住民の医療に関する考え

2021年度春野町アンケート調査（n=1,437 回収率88.1%）

(1) 春野町の医療は十分だと思いますか？

足りないと思う:61.2%

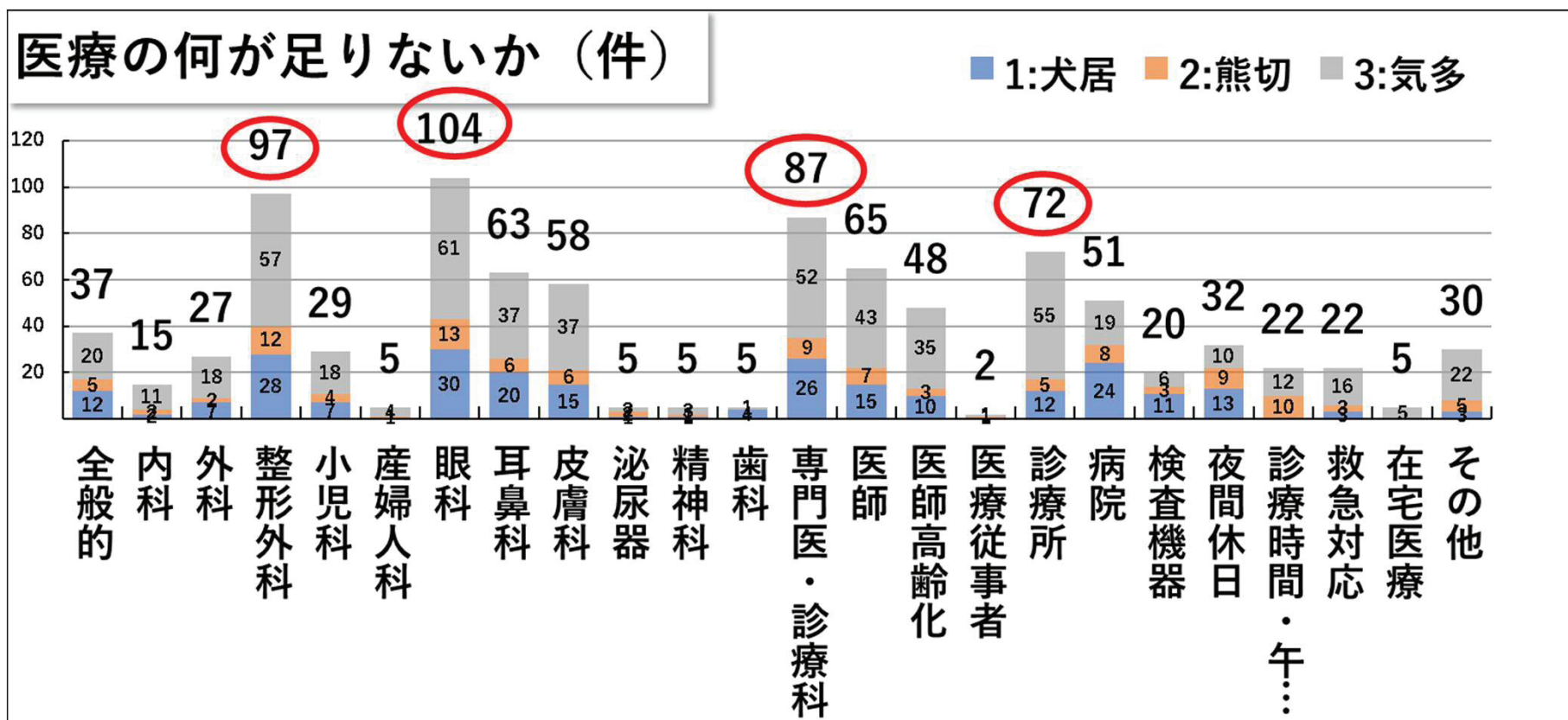
※若年層(65歳未満)は不足が70.2%



(2) 医療の何が不足だと思いますか？

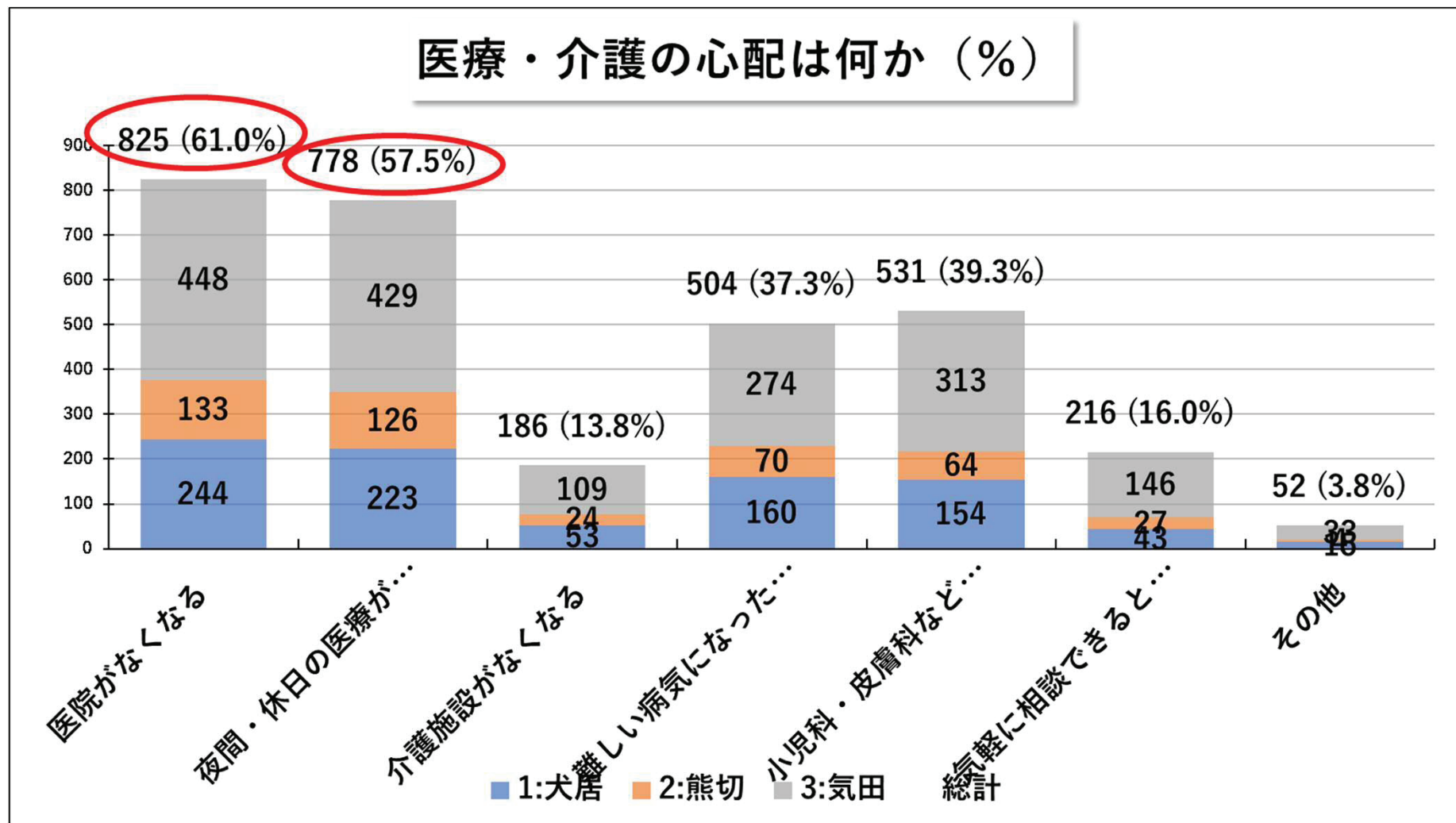
専門科：眼科・整形外科・耳鼻科・専門医療が受けられない

診療所・病院・医師・夜間休日診療・訪問診療・外科など



(3) 医療や介護で心配なことは何ですか？

医院がなくなる:61.0%

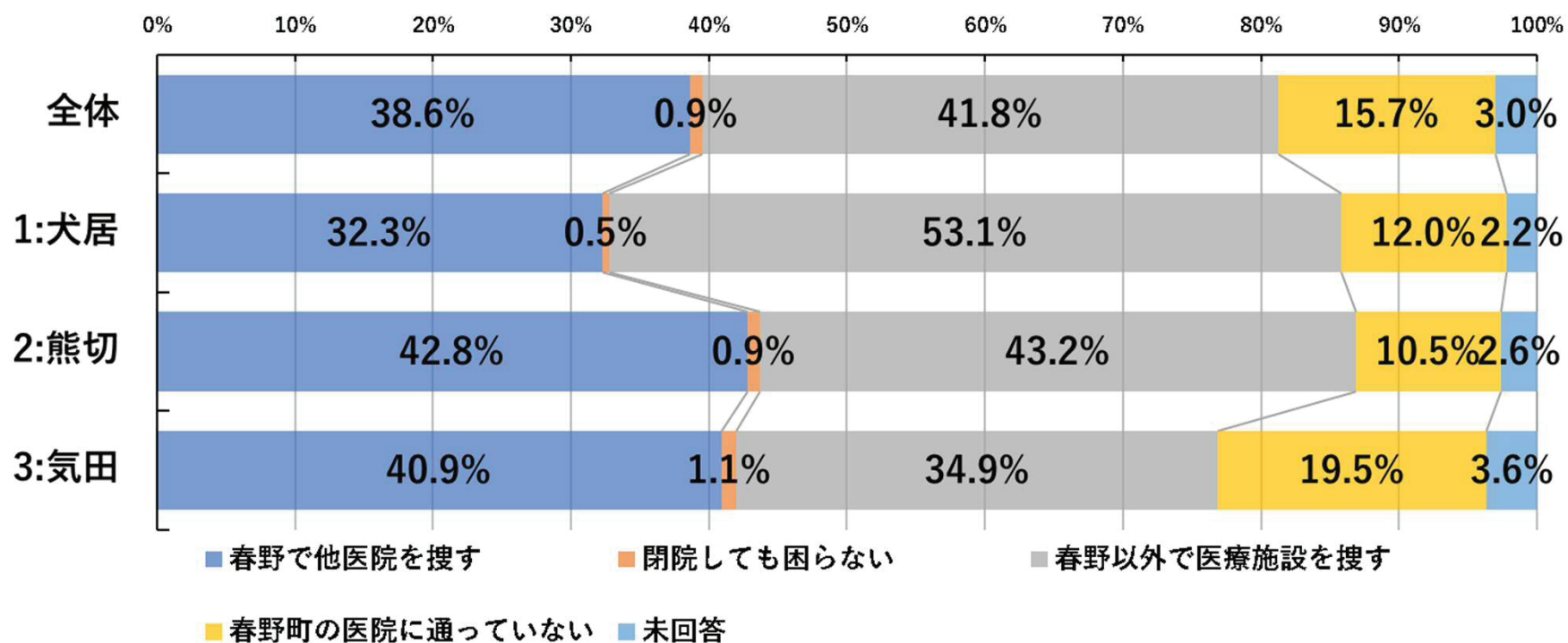


(4)もし地域の医院が閉院したらどうしますか？

春野町で他医院を探す：38.6%

春野町以外に通院している方は15.7%と少ない

医院が閉院したらどうするか（地区別）%



医療に関する住民の悲痛な声が多数

この種の調査として特殊であったこと
調査の自由記載に医療の不足に関して906件(1,437中)
医療についての意見として650件(1,437中)
多くは医療を何とかしないと春野で暮らしていけないと
いう切実な声であった。

住民の立場は地元で必要な
医療を受けたい思いが強い



北区引佐町の医療提供体制も課題

- ・診療所建物の老朽化
- ・人口減少
- ・高齢化
- ・患者数の減少 など



中山間地域の診療所・病院医師の意見

2021年度天竜区内診療所・病院へのアンケート調査より



- 医師、職員の高齢化
- 医師の確保、働き方改革が進み他からの支援が受けられなくなる懸念
- 安定的な医師の確保による医療提供体制の継続
- 住民の高齢化による患者の減少が切実
- 年齢、体力的などその他の因子から現状のままでの継続は困難である可能性は否めない
- 診療態勢の工夫や変化を考えて努力をしているが、先が見えないことがもどかしい
- 後継者がいない
- 地域に向く往診などの対応を再構築する必要がある
- 施設・整備の老朽化、運転資金の不足や枯渇、借入金の増大で破産の危機が現実味
- 医師の高齢化、後継者がなく、診療を継続できる見通しが無い、医師の確保が課題
- できるだけ頑張るが限界がある、この先は開業医が減少すると思う、対策が必要
- 地域のためになるべくやっていきたいと思っている
- 赤字が続いているので継続可能かどうか不安
- 往診をしない高齢医師が多くなり、担当区域外までエリアを拡大しているが手がまわるかどうか心配
- 発熱外来・ワクチン接種・各種健診など住民のために時勢にあった事業をやっている
- 5年後の目途はたっていない
- 患者をおいて撤退はできない

巡回診療実施想定

(1) 春野町の実施想定 (地域内の医療機関が公民館等で巡回診療を実施する場合)

	月	火	水	木	金	土
午前	診療所	診療所	診療所	診療所	診療所	診療所
午後	A地区	B地区	休み	A地区	C地区	休み

(2) 引佐町の実施想定 (地域内の医療機関が公民館等で巡回診療を実施する場合)

	月	火	水	木	金	土
午前	D地区	診療所	D地区	診療所	D地区	診療所
午後	診療所	診療所	休み	診療所	診療所	休み

巡回診療に関する規制

